第57回 盛岡市玉山区地域協議会議事 録

盛岡市玉山区地域協議会

第57回盛岡市玉山区地域協議会

日 時 平成27年1月23日(金)

14時00分 から

場 所 玉山総合事務所 3階 大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 区長あいさつ
- 4 議事録署名員の選出
- 5 議事
- (1)報告

報告第1号 重要眺望地点標示板の設置について

(説明者:内宮参事兼景観政策課長)

報告第2号 盛岡市町内会・自治会協働推進計画(案)について

(説明者:吉田参事兼市民協働推進課長)

報告第3号 玉山区における「雑がみ」の分別収集の実施について

(説明者:小原玉山総合事務所事務長)

- (2)審議
- ア 諮問事項

なし

- イ 自主的審議事項 審議第1号 玉山地域まちづくり提言書について
- 6 その他
- 7 閉会

盛岡市玉山区地域協議会 委員名簿

任期:平成26年2月13日~平成28年2月12日

	氏 名	所属団体等
会長	竹 田 孝 男	新岩手農業協同組合正組合員
副会長	村 山 美 栄 子	盛岡市青少年問題協議会委員
委員	岩 崎 隆	元全国農協青年組織協議会副会長
委員	太 田 司	盛岡市PTA連合会副会長
委員	駒 井 元	盛岡市環境審議会委員
委員	齋 藤 勲	盛岡市民生児童委員連絡協議会運営委員
委員	櫻 輝 夫	公募委員
委員	佐々木 由勝	玉山区自治会連絡協議会会長
委員	竹田かづ子	玉山区女性団体協議会会長
委員	玉山麻美	公募委員
委員	千 葉 進	盛岡商工会議所玉山地域運営協議会会長
委員	廣 内 久 行	盛岡市社会福祉協議会評議員
委員	米 田 二 郎	元市議会議員
委員	皆川 ミヱ子	盛岡市上下水道事業経営審議会委員
委員	湊 房 子	人権擁護委員

本議事録が正確であることを証し、下記に署名する。

平成27年4月13日 議事録署名員 馬口井 元」

平成27年4月13日 議事録署名員 人 回 可管

議事録

0 会議概要

1 会議名

第57回盛岡市玉山区地域協議会

2 開催日時

平成27年1月23日(金) 14時00分から15時22分

3 開催場所

玉山総合事務所 3階 大会議室

4 出席者(31名)

委員:村山美栄子 委員,太田司 委員,駒井元 委員,齋藤勲 委員 (12名) 櫻輝夫 委員,佐々木由勝 委員,竹田かづ子 委員,玉山麻美 委員 廣内久行 委員,米田二郎 委員,皆川ミヱ子 委員,湊房子 委員 (欠席者 竹田孝男 委員(会長),岩崎隆 委員,千葉進 委員)

市側出席者:福田玉山区長,小原事務長

(19名) (都市整備部) 內宮参事兼景観政策課長,金谷景観政策課主査 (市民部) 吉田参事兼市民協働推進課長,岡市市民協働推進課長補佐 猿舘地域活動係長,佐羽内協働推進係長

> (玉山総合事務所) 佐々木企画調整監兼総務課長,村山参事兼税務住民課長 大澤参事兼産業振興課長,水澤建設課長 櫻庭税務住民課主幹兼課長補佐,佐藤健康福祉課長

(教育委員会事務局)本山学務教職員課主幹兼玉山給食センター所長事務局(玉山総務課):佐々木主幹兼課長補佐,吉田主査加藤主任,佐々木主事

5 傍 聴 者 髙橋和夫市議

マスコミ取材2社 盛岡タイムス、岩手日報社

0 会議内容

1 開 会

(小原事務長) それでは、先ほどの制度検討会に引き続き大変ご苦労さまでございます。ただいまから第57回盛岡市玉山区地域協議会を開会いたします。

本会は、委員総数の半数以上で会議が成立するということでございますが、本日は竹田会長、それから千葉委員、岩崎委員がご都合により欠席ということでございますので、委員15名中12名の出席ということでございますので、本日の会議は成立しているということをご報告申し上げます。

2 会長あいさつ

(小原事務長) それでは、村山副会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

(村山副会長) それでは、会長にかわりまして一言ご挨拶を申し上げます。

1月も既に下旬となりまして、委員の皆様もご健勝で新年をお迎えになったこととお喜び申し上げます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

きょう第57回盛岡市玉山区地域協議会を開催するに当たり、ご案内をいたしましたところ、皆様方何かとご多用のところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

年末には大荒れとなる気象予報が出されましたが、何事もなく経過し、安心したところでございますが、ことしは災害のない、いい年になりますことを祈念するばかりでございます。

本日の議題は、ご案内しておりますとおり報告事項3件ございますが、委員の皆様から ご忌憚のないご意見をお願い申し上げて、簡単でございますが、開会のご挨拶とさせてい ただきます。よろしくお願いします。

(小原事務長) ありがとうございました。

3 区長あいさつ

(小原事務長) 続きまして、福田区長からご挨拶を申し上げます。

(福田区長) 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、希望に満ちた新春をご健勝でお迎えになられたことと心からお喜びを申し上げる次第でございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

また,本日はお忙しい中,第57回玉山区地域協議会にご出席をくださいまして,まことにありがとうございます。

さて、本市では昨年末に次期盛岡市総合計画の基本構想を策定し、今後市が目指す将来

像やその実現のための基本目標、各種施策などを定めたところでございます。

そのような中におきまして、玉山区では地域自治区の設置期間満了を控え、平成28年度からの新体制構築や新市建設計画の推進に向けた取り組みなど、まさにこの1年余りが方向性を決める大切な期間であることを認識しております。玉山区住民が今後、安定した日常生活が送られるよう、本庁を初めとする関係機関と調整をしてまいる所存でございます。

玉山区地域協議会におかれましては、本日も会議に先立ち、今後のまちづくりに関する 提言書をまとめるべくご協議をいただくなど、熱心なお取り組みをいただいておりますこ とに心から敬意を表する次第であります。今後も皆様と連携をしながら、当地域のまちづ くりの推進や、さらなる発展に鋭意努めてまいりたいと存じますので、変わらぬご指導、 ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

本日は報告事項3件を協議していただくわけでございますが、皆様方のご忌憚のないご 意見等を出していただければと、こう思うわけでございます。

開会に当たりまして、簡単でございますけれども、挨拶にかえさせていただきます。よ ろしくお願いいたします。

4 議事録署名員の選出

- (小原事務長) 次に、次第4、議事録署名員の選出でございますが、ここからは村山副会長に 議長をお務めいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。
- (村山副会長) 議事録署名員の選出ですが、慣例によりまして私のほうからご指名したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

(村山副会長) それでは、太田司委員さんと駒井元委員さんのご両名にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

5 議事

(1)報告

(村山副会長) それから、この地域協議会は公開となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項第1号 重要眺望地点標示板の設置について、担当課のほうからご説明をよろしくお願いいたします。

(**内宮参事兼景観政策課長**) 景観政策課長の内宮でございます。座って説明させていただきます。

それでは、玉山区重要眺望地点標示板の設置につきましてご報告させていただきます。

資料1をごらんいただきたいと存じます。事業目的でございますけれども、平成19年度に玉山区建築景観ガイドラインを作成したわけでございますけれども、その中で、岩手山や姫神山が望める主要な眺望地点8地点を、重要眺望地点と位置づけてございます。これらの重要眺望地点は、山並み眺望の大切さを広く周知するという啓発の目的を持ちまして、平成20年度から渋民公園からの岩手山・姫神山の眺望視点場を初めといたしまして、これまで6地点に標示板を設置いたしてきたところでございます。

今年度につきましては、柴沢からの岩手山・姫神山の眺望視点場に重要眺望地点標示板の設置を行うものでございます。重要眺望地点8地点の場所につきまして、これまでの標示板の設置状況を次に記載をいたしてございます。昨年度は門前寺からの岩手山・姫神山の眺望視点場に標示板を設置させていただいたところでございます。

次に、2の具体的な事業の内容でございますけれども、(2)の設置場所でございます。 こちらのほう、資料2のほうをお開きいただきたいと存じます。具体的な設置場所につき ましては、玉山区下田字柴沢の市道舟田一本木線の道路敷でございます。こちらのほうに 設置をさせていただくということにいたしてございます。

戻っていただきまして、選定の理由でございますけれども、柴沢は周辺の広々とした丘陵上の農地から雄大な岩手山・姫神山を望むことができるという場所でございます。具体的には資料3のほうに写真をお示ししてございます。これは10月に撮影をいたしたものでございますけれども、岩手山の眺望、それから真ん中の写真が姫神山の眺望ということになってございます。

それから、最後の写真が設置予定場所の現況写真でございます。こちらの場所につきましては、地元の柴沢自治会の皆様によりましてベンチ等の周辺整備等をしていただいておる場所でございまして、設置に際しましても、いろいろとご協力をいただいたところでございます。ありがとうございました。

仕様等につきましては、基本的にこれまでと同じでございまして、資料の4、それから 5に写真とあわせて示してございます。

設置の時期につきましては、2月中には設置を完了したいと考えておるところでございます。

来年度につきましても、残りの1カ所でございます岩洞湖のレストハウス付近の視点場に標示板を設置して、事業を終えたいと考えておるところでございます。

説明につきましては以上でございます。

- (村山副会長) ただいま説明をしていただきましたけれども、皆さんのほうから何かご質問、 ご意見ございませんでしょうか。 皆川さん。
- (**皆川委員**) この費用は幾らぐらいかかるのですか。それから、完成したときに、これはこのくらいの費用でつくりましたというようなことを表示されるのですか。
- (内宮参事兼景観政策課長)費用につきましては大体10万弱,9万六,七千円,標示板の設置業務委託ということで予算計上となっておりまして,実際にその程度の予算でということ

になります。設置費用の表示につきましては考えてございません。特に標示板のどこかにつけるとかということは、特段考えてはございません。

- (皆川委員) いろんな標示板とか見るときに、これは幾らで建てられたのかなとか、いつも思うのですが、そういうことが書いてあると非常に市の予算でも事業費でも、少しずつ関心がいくのではないかなと思ってお聞きしました。それは余りないものですね。
- (内宮参事兼景観政策課長) おっしゃる意味は、私も非常によくわかるのですけれども、やはり事業の目的は、委員お話の部分も、当然市政としては大切なことだというふうには認識しておりますけれども、私どもの事業は、冒頭事業目的で申し上げましたとおり、重要な眺望地点というものを、広くわかっていただきたいという啓発の目的でございますので、まずその目的を達成しなければなりませんので、実際こういう標識を設置することによりまして、地元の皆様のご協力をいただきながら設置することによって、重要な眺望地点の保全という事業の趣旨が遂行されるというふうに思っておりますので、そういうことでやりたいというふうに思っております。経費の表示については、この事業だけではないと思いますので、機会を見て私もちょっと検討はしたいと思いますけれども、今のところそういう予定はございません。
- (皆川委員) 身近なこういうものに、変な話、事業費用が書いてあれば、子供でも年取った人でも見れば、ああ、何やるといってもこうしてお金はかかるのだな、ということが認識されると何か大事にしていくという気持ちも育つような気もするのです。何か黙っていてもつくられていくような感覚では、公共のものを大事にしましょうという気持ちも余り育たないのかなと思ってお聞きしました。ありがとうございました、わかりました。
- (村山副会長) ほかに何か。 太田さん, どうぞ。
- (太田委員) 設置後の維持管理はどのようになっているかというのをお聞きしたいですね。既に設置してある分は、どのように維持管理しているかというのと、標識の材質を見ると木材を使っているようなのですけれども、年数がたっていくとどんどん経年劣化していきますよね。その面に関しては考慮していないのかなというのがちょっと私的には思ったのと、こうやって今設置してある場所とかを余り私も知ってはいなかったので、大々的に宣伝しているのかどうかということをお聞きしたいですね。せっかく設置したのであれば、どういう景観であるとかというのをもっと住民の皆さんだったりに、周知するような方法というのはないのかなというふうに思いましたので、そういうところをお聞きできればなと思います。よろしくお願いします。
- (内宮参事兼景観政策課長)管理につきましては、基本的に直営で考えてございます。定期的 にうちのほうで巡視はしておりまして、その際維持管理、次の質問になりますけれども、 委員お話のとおり基本的に木材でございますので、腐朽が進むわけですけれども、防腐加

工を当然やってございます。ただ、防腐剤も年数たってきますと劣化してまいりますので、 その辺については点検とあわせながら、職員が直営で劣化が進んだ場所については塗る等 をやってございます。

それから、最後の宣伝という部分でございますが、玉山区の重要眺望地点の具体的な宣伝方法につきましては、まず1つは市のホームページにアップしてございまして、選定の経過でありますとか現況の写真等については掲載をしております。盛岡市の景観行政そのものは昭和59年から始まっておりまして、市域でも眺望地点というのは、視点場というのはあるのですけれども、玉山区につきましては、前年アンケート調査を行って19年度にこの8点を選定しましたので、いずれここについてはホームページでも一つ項目を設けて周知を図っておるところでございます。今、盛岡市景観計画ということでやっておりますので、今後につきましても出前講座等機会を捉えて周知はしてまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

(太田委員) ありがとうございます。

(村山副会長) ほかに何かございますか。 佐々木さん, どうぞ。

(佐々木委員) これはお願いなのですけれども、今盛岡市のいろんなパンフレットだとか市の 印刷する資料、我々盛岡の姿というのは岩手山の姿なのですね。岩手公園なんかも見えな くなってきたのですけれども、最近開運橋からの岩手山がほとんどなのですね、どの資料 でも。若干都南からも南部片富士が見えたりもしますが、我々のところは、この玉山区から見るのは富士なのです。片富士ではないのです。これが使われているということはまず ないのです。NHKの天気予報でもなんでも、ほとんど開運橋。これぜひ、例えば玉山区 からの南部富士、あるいは都南の運動公園から見る片富士もいいのですよね。あれと市内 からの開運橋でも公園でもいいですから、この3つぐらいの岩手山をぜひ盛岡のメーンに していただくようにあわせてお願いします。玉山区内で8つできますので、それぞれ経緯 があるものですから、盛岡のシンボルにもしていただけますように関係のところに働きかけをいただくようにお願いします。

以上です。コメントは要りません。

(内宮参事兼景観政策課長) そのとおりにしたいと思うのですけれども、実は去年門前寺からの写真のことでご意見いただきました。それで、その後、当課で毎年景観シンポジウムというのをやっていまして、昨年度は岩手銀行を取り上げまして、おでってでやったのですけれども、結構な人数が集まりました。その際、ちょうどその写真の話が出まして、玉山区の写真クラブの方に撮っていただいたお話の部分をパンフレットに入れ込ませていただきまして大変好評でございました。いずれご趣旨は踏まえて働きかけてまいりたいと存じます。ありがとうございます。

- (竹田かづ子委員) どっちの写真も10月ですけれども、季節限定とかというのですか。何かちょっと寂しい感じがするのですが、姫神山のほうが。何かもう少し元気のある春先とか、そういうのがいいかなと思ったりしたのですが。
- (内宮参事兼景観政策課長) 実は19年にガイドラインをつくったのですけれども、その前の年にこちらの地区でアンケート調査をやりまして、その際、この視点場について、どの季節がいいですかという設問をしてございまして、委員お話のお話も出たのですけれども、アンケートの結果としては晩秋というか、この時期が、ということでございまして、写真についてはそれぞれの時期でみんないいとは思うのですけれども、その辺のところは事前のアンケートで一番いいという意見のあった時期を選んで、一応地元さんともご相談申し上げたのですけれども、今のところこれがいいのかなというふうには思ってございます。そういうことで、基本的に時期についてはアンケート調査に基づいた時期で撮影をしたということでございます。

(村山副会長) よろしいですか。

ほかになければ、報告事項ですので、これで閉じてよろしいでしょうか、この件については、

(はい の声)

(村山副会長) ありがとうございました。

それでは、次に入る前に説明者の入れかえがありますので、ちょっとお待ちください。 それでは、報告第2号 盛岡市町内会・自治会協働推進計画(案)について、担当の説明をよろしくお願いいたします。

(吉田参事兼市民協働推進課長) 皆様、こんにちは。市民部市民協働推進課長の吉田でございます。ひとつよろしくお願いいたします。

本日皆様のお手元には、資料1として町内会・自治会協働推進計画の案というものと、 資料2としてA4判1枚のものがお手元にございますでしょうか。ご確認いただきたいと 思います。

それでは、盛岡市町内会・自治会協働推進計画(案)につきまして、でございます。26年3月に策定いたしました盛岡市市民協働推進指針に基づいての個別計画でございます。これまでこの計画につきましては、玉山区自治会連絡協議会の役員の皆様を初めとしまして、外部の有識者によるアドバイザー会議などの意見交換を経まして、役所内でも合意を得ましたことから、本日ここに計画案について、ご報告申し上げるものでございます。今後、議会の全員協議会での説明、その後、広く市民の方々からも声を聞くということで、パブリックコメントを経まして3月末までに市長決裁となるものでございます。

それでは、その内容を説明させていただきます。この計画は、開いていただいて目次を ごらんいただきたいのですが、第1章の計画の基本的事項、第2章の計画策定の背景及び 町内会・自治会の現状と課題、そして3章の計画の基本理念、第4章、施策の方向性と具 体的な取り組み、そして5章の計画の進行管理ということになってございます。

1章から3章につきましては,第4章の具体策につながるポイントを説明させていただきたいと思います。まず,第1章の2ページ目までは市民協働推進指針をもとに,町内会・自治会が持続的な活動を行うための課題に対して計画を定めるという趣旨をお示ししております。計画期間につきましては,平成27年度から32年度までの6年間の計画となっているものでございます。

3ページの第2章をごらんいただきたいと思います。計画策定の背景と町内会・自治会の現状と課題につきましては、合併による都市の成長ですとか震災で地域のきずななどを述べた後に、本市の人口や世帯数などについて、5ページまでグラフを使ってお示ししたところでございます。

5ページの下にコラム掲載予定となってございますが、ここは、この計画づくりのときに町内会・自治会に入っていろいろお話を聞いておりますので、そこで参考になるものを掲載させていただきたいと思っているものでございます。

6ページをごらんいただければと思います。ここに町内会・自治会の加入率を書いてございます。ご当地、玉山区は93%に近い数値なのですが、全市的に言いますと88.5%となっておりまして、東北の県庁所在地では山形に次ぐ加入率となっているということでございます。

次に、7ページのところ、ウの運営状況につきましては、まちづくり懇談会ですとか町内会・自治会からの聞き取りによる内容を整理させていただいたもので、11ページまでこういう内容が続いてございます。これは、次に係る12ページの課題というところの基礎になるものでございます。

12ページの課題につきましては、役員の担い手不足というものがございますし、また役員の後継者探しが困難である、そういうことから、担い手不足の解消のためには男女を問わずリーダーを務めることができるような市民意識の醸成が求められているということですとか、アパートやマンションの町内会加入率の低迷、また町内会・自治会活動の活性化、そして公共的な役割を担うことに対する負担感ですとか、役所の下請とも感じられるという声も上がっておりましたので、活動の活性化と負担感の削減というものが課題になっているというものを書いてございます。

14ページをごらんいただきたいと思います。ここにはこの計画のもととなる市民協働推進指針の基本理念を記載させていただきました。盛岡が盛岡らしくあり続けるためにということでございます。そして、キャッチフレーズにつきましては、今新しい総合計画を策定中でございますけれども、その中で使われております、まちづくりの合い言葉というものがございます。それが同じ趣旨ということでございますので、「地域の力を盛岡のまちづくりにつなげよう」というものを掲げさせていただいたものでございます。

その次の15ページからの2の原則ですとか,市と町内会・自治会の役割,これらも指針を適用する形となっているものでございます。

そして、17ページの4章、ここからが具体策でございます。先ほど申し上げました2章の課題の解決に向けて具体的な取り組みをお示しするものでございます。

新たな総合補助金制度の創設について、でございますが、27年度はこの制度を実施する ための準備期間といたしまして、関係規則等の整備に当たりまして、28年度からの開始と させていただきたいというものでございます。

制度内容については、お手元の資料2のほうをごらんいただきたいと思います。最初に 制度の考え方という基本的なところをお話しさせていただきます。読む形になって申しわ けございませんけれども、ここは旧盛岡市域におけるメニュー型と言われる、市役所のそ れぞれの担当課に申請して補助をもらうという補助制度、それと玉山区でやっております 総合型補助制度を統合いたしまして、さらに町内会・自治会の裁量範囲を拡大して、新た な総合補助制度とするものでございます。

これに伴いまして、玉山区自治会運営費補助金で対応していました施設管理費などを次のとおり見直すということで、ア、イ、ウ、エがございます。アにつきましては、コミュニティセンター等の公の施設の管理費については、補助金と離しまして、指定管理料として別に予算化するものでございます。

そして、イにつきましては、建設時の経緯によってコミュニティセンターだったり公民 館だったりというところがあるようでございますけれども、コミュニティセンターと同様 の位置づけである自治公民館、ここの管理費については積算基準を見直した上で、これま でと同様に新たな補助制度の中で予算化していくものでございます。

そして、 ウといたしまして、 自治会が所有する街路灯の電気料については市が直接東北 電力に支払うというふうにしたいということでございます。

エといたしましては、広報の配布謝礼金がございます。これは、盛岡の積算基準によって新たな補助制度で予算化していくということでございます。

次に、資料の2の2、既存の補助金及び謝礼金について、をごらんください。この制度は、現在個別に支払われております広報の配布謝礼ですとか、自治公民館の活動費補助、緑地、公園の管理謝礼、ごみ集積所に関するもの、子ども会育成会の補助、それは今の補助金の予算枠の中でこの制度の中に組み入れていきたいというものでございます。

次に、3をごらんください。ここで新たな積算項目というものがございます。 I にあります均等割のところ、各町内会・自治会に均等に1万円、それと世帯数に50円掛けたもの、それを足した金額とさせていただくというのが I のところでございます。また、広報謝礼金については自治会運営費補助金からの組み替えによるものでございます。そして、III番のところに辺地加算とあります。これは、市で辺地計画に指定されている地域がございまして、その地域を含む町内会・自治会は辺地加算として1万円加算するというものでございます。当地玉山区では9地区が該当になりますし、盛岡、玉山合わせて19の町内会・自治会に該当になるものでございます。

そして、統合調整その1のところ、繰り返しになりますが、先ほどのアのところでございますけれども、コミュニティセンターのほかに同様の位置づけである自治公民館、そこにも管理料相当分を今まで運営費補助金の中に組み入れておりましたけれども、そこをきちんと分けて支払うと。コミュニティセンターの分は指定管理料として支払いますし、自治公民館の分は積算を再度精査した上で、新たな制度の中に組み入れるというものでございます。また、いろんな積算をしていって、新たな総合補助制度の積算額と現在行っております自治会運営費補助金の額を比較したときに増減が出てきます。実質的に減額となるような場合は、この統合調整その2によって減額幅を抑えて、5万円以内とする制度のつくり方をしたいということでございます。

先ほども申し上げましたが、この制度につきましては28年度から開始いたします。そのために、申請の準備に係る手続を始めますけれども、それはことし6月ごろに自治会の皆様に対する説明会を予定しておりますし、その前にも役員会等で自治会連絡協議会のほうにもご説明したほうがいいかなとも思っているところでございます。申請の手続は、所定の項目の記載のある総会資料と振込依頼書程度、できるだけ簡素化して、精算の手続は必要ないという形を考えていきたいと思っているところでございます。

次に、18ページのところをごらんいただきたいと思います。非常勤職員のあり方の見直しについて、でございます。ここは、現在町内会・自治会と市をつなぐパイプ役として地区担当員の方を委嘱しておりますが、この制度を27年度いっぱいで廃止したいと考えております。非常勤職員の委嘱に関しましては、町内会・自治会から推薦を受け委嘱をしておりますけれども、その人選についての負担軽減と、町内会・自治会と市の役割分担を考え、あり方の見直しを行っていくというものでございます。

また、市の役割といたしまして、新たに地区担当職員というものを配置したいと思ってございます。これは、今現在30のコミュニティ推進地区がございますけれども、その地区ごとにリーダーになる次長級の職員1名とスタッフを、地域の世帯数などを考えまして数人ほどのチームをつくりたいと。そして、基本的にその地域に住んでいるとか、隣接の地域に住んでいる者を指名するという形になってございます。その内容につきましては、災害時の被害状況の把握ですとか、本部への報告、これはあくまでも第一報的なものでございますけれども、そのほかに現在地域協働で取り組んでおります支援の業務とか、地区の総会などへのリーダーの出席ですとか、地区の要望について担当部署がわからないというときの取り次ぎですとかそういうこと、また来年度から取り組むことになっておりますけれども、空き地・空き家の対策として地域の空き家の状況だとか、街路樹とか街路灯、公示板、そういうものが壊れているとか点滅しているとか、そういう情報をどんどん上げると、市へ伝えるという役割を職員がさらに強くしていきたいというところで考えております。

この辺につきましては、ご当地で従来から地区に住んでいる職員の方々がもう既にやられていることかと思いますけれども、全市的な取り組みで、さらに意を強くしてやりたいというものでございます。なお、これは地域でいろんな事務局を担うというものではございませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

次に、町内会・自治会の活性化に関する条例の研究と町内会・自治会の加入促進について、でございます。19ページでございますけれども、京都市などで加入促進のためアパートとかマンションの住人や所有者の方に対する義務づけを条例化しているところがございます。そうしたものについて必要性も含めて検討していくというふうなことを書いてございます。

次に、21ページ、拠点機能の充実というところでございますけれども、現在市内には6カ所の大きい公民館がございますけれども、ここに市民活動の支援拠点ということで、市民協働推進センターを設けるというものでございます。それで、27年度には上田と河南の公民館でモデル事業をさせていただいて、28年度からはそのほかの中央ですとか西部、都南、渋民の公民館を考えているものでございます。内容としては、地域の問題解決に向けた相談の対応ですとか要望の取り次ぎですとか、役所に出す申請書、それを関係課に送る

という送付の取り次ぎですとか、また地域で催し物をするときにどなたか適切な講師の方がいないかとか、これをやってくれる人がいないか、そういうふうな情報をどんどんお出ししたいということでございます。ここには支援の職員を配置して、そういう相談とか支援を行えるようにと考えておりますが、この配置については今関係課と協議しているところでございます。

そして、23ページの職員の意識改革と能力開発につきましては、職員が日ごろからきちんと地域の一員としての自覚と責任を持ちながら、自治会の活動に積極的に参加するようにという研修を重ねていくというものでございますし、25ページからの市民意識の醸成につきましては、市民の皆様に町内会活動への理解を深めていただくということで、事例集の作成ですとか手引の作成ということで、地域活動への参加を促進しようというものでございますし、27ページ、最後になりますこの5章につきましては、計画の進行管理のための庁内の会議ですとか、外部委員のアドバイザー会議を開催するということで、この計画を進めていくというものでございます。

以上、長くなりましたが、ここで計画の説明を終わらせていただきます。

- (村山副会長) 今説明をしていただきましたけれども、皆さんから何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。 廣内さん、どうぞ。
- (**廣内委員**) 資料2のほうでお話を伺いたいのですけれども、3番の新たな総合補助金制度の 内訳のところですが、辺地加算で玉山9地区というお話でしたけれども、9地区はどこを 考えているのかを教えていただければと思います。
- (吉田参事兼市民協働推進課長)対象になる自治会のお名前でよろしいでしょうか。姫神,大平,前田,白沢,山谷川目,城内,日戸,薮川,外山というふうに考えてございます。
- (村山副会長) 廣内さん,よろしいですか。 もう一回言ってもらえますか,ゆっくり。
- (吉田参事兼市民協働推進課長) 姫神, 大平, 前田, 白沢, 山谷川目, 城内, 日戸, 薮川, 外山, 以上9地区でございます。
- (**村山副会長**) そのほか何かございませんか。 皆川さん, どうぞ。
- (**皆川委員**) これは玉山区がなくなっても、自治会の組織をそのまま残したという形で考えていいのですか。
- (吉田参事兼市民協働推進課長) 区制とはまた別で、自治会に対する制度でございますので、 そのままということでございます。この制度につきましては、先ほどこの計画が6年とい

うことを申し上げましたけれども、その途中で見直しがございます。3年目ぐらいで見直 しがございますけれども、その時々にまた皆さんで必要性についてもきちんとお話しして いただければいいのかなと思っております。

(村山副会長) 湊さん、どうぞ。

(**湊委員**) 具体的に各自治会で新たな補助制度で計算した場合に、どのようになるという試算 はやってみられたのでしょうか。自治会でこの前役員会をやったのですが、会費を上げよ うか上げまいかというところで、そういった見通しが早くわかれば自治会でも総会をやり ますので、そういったことにも関係してくるので、もし試算を出されているのであれば自 治会のほうに早急に出すべきかと思いますけれども。

それと、前から言われていることなのですが、玉山区の場合は市道について草刈り作業をみずから進んで経費をかけないでやってきているわけなのですね。それで、盛岡市域のほうを聞いたらば、都南では少しやっているかもしれないけれども、草刈り作業までやっているところはないということで、辺地加算はあるということですが、草刈り加算というようなものも考えていただければ助かるなと思います。

(吉田参事兼市民協働推進課長)まず試算のところでございます。私たちもいろいろな試算を試みまして、以前自治会連絡協議会さんのほうに、役員の方々には試算を1度お示ししてございます。その後にもいろいろご要望いただいた辺地加算の部分とかもございましたので、その辺もありますし、これからの運営に支障がないようにということも考えまして、28年度からの制度でございますけれども、6月にはこういう制度でございますということ、それぞれの説明を申し上げます。そのときには大体のこのぐらいになりそうです、そしてプラスになります、マイナスになります、ただここの調整は先ほど申し上げたとおり、今までの運営に支障を来すようなことのないようにという数値を考えたものでございますので、それをお示しして、詳しく申し上げますと、6月に説明会をした後、それをもとにもう一度私たちのほうで全部積算をします。そして、27年度が終わる前の28年2月か3月ごろには、ある程度このくらいになりますよという数値をお示しします。その数値が28年度からの自治会の予算にちゃんと反映されるように、こういうふうな数字になりますよというものをお示しして、28年度からスムーズに自治会の運営に資するように考えているものでございます。それにつきましては、細かいところも連絡をとらせていただきながら進めていきたいなと思っております。

あと、草刈りについてでございます。確かにクリーン作戦の延長で、堰の草刈りとか、 私もやったりしておりますけれども、それはこの補助金の中には入れるものという認識を しておりませんので、そこについては関係課と情報交換しながら皆様にお話しできるよう に考えていきたいと思いますので、きょうのところはご勘弁いただきたいと思います。 以上でございます。

(村山副会長) 湊さん, よろしいですか。 ほかに。駒井さん, どうぞ。

- (**駒井委員**) 今ご説明あったスケジュールで、6月の説明会後、積算して、28年の2月か3月 ごろに大体の予算をお示しするというお話だったのですけれども、他の自治会のことは、 ちょっとわからないのですけれども、私どもだと大体2月か3月の初めにはもう役員会、 総会資料という段階になってきますので、やはりちょっとだけでもここは早めていただい たほうが助かります。よろしくお願いします。
- (吉田参事兼市民協働推進課長) それでは、その辺のスケジュールも再度確認させていただきながら、間に合うように対応していきたいと思います。ありがとうございました。
- (村山副会長) ほかに。 佐々木さん。
- (佐々木委員) いろいろ意見を述べる機会もあって、修正をされているわけですけれども、例えば旧市内は加入については任意なのですね。玉山区は全戸加入、行政のご指導をいただいて、行政の末端の役割もするという流れで来ました。それが92%、市内は任意加入でも80%台ですから、大した差はないと思いますけれども、やはり条例をつくると言っていますので、加入率を限りなく全戸に入っていただくようなご努力をお願いしたいというのが1つです。

それから、人材なのです。特にこれ旧市内が大変なようですけれども、老人クラブと同じメンバーで運営しているのですね。80超えないと会長になれないとか、そういうような世界ではこれからの少子化あるいは高齢化世界の中ではなかなか自治活動はできないだろうと思いますので、人はいるわけですから、何とか行政サイドで人材養成、これはきちっと条例にうたっていただければいいかなと。

それからもう一つは、公立の公民館、コミュニティ、いろんな国の事業を使って、あるいは生活改善センターだとかを公民館に使うという、市営の公民館と自前の公民館が旧市内にも玉山にもあるのですけれども、できればいろんな工夫をして市営の施設に変えていくということに加えて、指定管理料で市営の分は払うと言っていますので、これで予算が落ちても実際入る額はそういった施設のあるところは減らないわけです。自前のところは壊れるし、修理しなければならないし、極端に事業費がふえて臨時徴収をしていかなければならない、先ほど会費の値上げの話もありましたけれども。その辺はよく見ていただいて、できるだけ市営のほうに持っていってもらえばいいのですが、今の市役所の財政上からいくと、できれば今までどおりの自前の公民館を使っていただくような地域も出てくるとは思うのですが、その辺の指定管理料と管理費、あるいは地代も含めて、これは長期的に考えていただかないと、1年やって終わりではなくて、ぜひ暫定期間なんて言わないで、そのあたりもあわせてお願いをしたいと、この3つのお願いでした。

以上です。コメントがありましたら。

(吉田参事兼市民協働推進課長) まず、全戸加入ということでございます。先ほど私92.6%、こちらの地区では、と言っていますが、実際にはもうちょっと、二世帯住宅があって、そ

こは入っていないので、実質的にはかなり100に近い数字だということも伺ってございます。 それが本当に望ましいところでございますが、なかなかそこはうまくいかないということ でございますが、その辺も含めての条例を制定したらいいのかどうかということを、その 必要性も含めて検討していくという計画になってございます。また、私たちの目指すとこ ろもやはりそういう全戸加入ということだと思いますけれども、その辺は努力していきた いと。そのためにいろんな事例集をつくるとか、自治会がどのようなことをやっているか、 それによって地域、自分の生活にはね返ってくるのだというところをわかってもらう努力 をしていくのが私たちの務めかなと思っているところでございます。

あと、公立の公民館と地区の公民館ということがございます。そこにつきましては、やはり明らかに線を引いているところでございますし、また地域の公民館を市の施設にというところにつきましては、アセットマネジメントということでご存じだと思いますけれども、市の施設をできるだけ長寿命化していくということでございますが、役割を確認してということで、それ以上新たな施設を市で保有するということについてはかなり吟味していかなければならないというのが今の市の状態でございます。

そこで、地域にある公民館をどうやって維持していくかというところが本当に大事な課題なわけでございます。建物につきましては、私たちでもいろんな補助の制度がございますので、そういうものを活用していただきながらやっていただければなと思っているところでございます。

なかなか回答らしい回答にならなくて申しわけありませんが、これからまだまだ努力してまいりますので、ご協力をいただきたいと思っております。

以上でございます。

- (米田委員) 資料2のウのところの街灯の電気料の件で、私ども好摩地区3自治会では、好摩振興会が街灯の管理をしていまして、集金等々もやっています。それが28年度より市で直接払いになるのですか。
- (吉田参事兼市民協働推進課長) 好摩振興会さんともひとつ, 自治会だけではなくやっているというところがあるのは, 私たちもこちらの総務課さんとか建設課さんから聞いております。その辺を27年度中に, こういう形でお示ししたいというところを調整させていただければと思っておりますので, そこだけは今きちんと回答できなくて申しわけありませんけれども, 27年度中にその辺をきちんと整理していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(村山副会長) ほかに何かございませんか。

(なしの声)

(村山副会長) 済みません, 私から1つよろしいでしょうか。18ページに一番下にコミュニティ推進地区,30地区ということなのですけれども,玉山区については,これは玉山全体で1つということで見ているのですか。

(吉田参事兼市民協働推進課長) 今玉山には4地区ございます。

(村山副会長) 同じということですか。

(吉田参事兼市民協働推進課長) 同じということで。

- (村山副会長) この職員の設置については、従来の公民館ありますよね、好摩公民館、渋民公 民館とか。その場所に設置するということですか。
- (吉田参事兼市民協働推進課長) ちょっと私の説明が足りなくて申しわけございません。人がそこにいて業務, 机もあってということではございません。全体で大体200人くらいになりますので、本来の業務をしながら、その地区に住んでいる職員が指名されるというような形ですね。私が住んでいるところでいけば、堰があふれそうだとか、街灯が切れそうだということを、今まで地区担当員さんから情報をいただいていたのを、職員も地域の一員であるということをきちんと自覚すると。自覚して、そういうパイプ役になるということでございまして、そういう形を全市的にまず200人ほどを指名するということで、配置というとちょっと人がいるように感じられて申しわけございませんが、そういうことでございます。

そのほかにも、公民館とか職員が配置しているところはそれでということでございます。 済みません。

- (村山副会長) わかりました。何か私,各地区に職員を置くのかなと思って、結構すごいこと だなと思ったのですけれども、勘違いでした。わかりました。 ほかに何かございませんか。
- (佐々木委員) ついでに、今説明あると思ったのですけれども、このモデルの上田と河南、これは玉山区では一本の分類だよね。市内で何カ所になるのですか。
- (吉田参事兼市民協働推進課長)市内公民館は6つあるわけですけれども、こちらでは渋民ということになります。先ほど上田、河南と申し上げました。そのほかに南のほう、都南がありますし、愛宕にある中央、西部がございます。

(佐々木委員) 計6カ所。

(吉田参事兼市民協働推進課長)全部で6カ所ということです。

(佐々木委員) そこに配置する職員については、現職の職員を公民館に配置するのですか。

(吉田参事兼市民協働推進課長)そこは非常勤の方で今は考えておりますが、先ほど申し上げ

ましたとおり、今関係課と調整中というところで、はっきり言えなくて申しわけないので すけれども、そういうことです。

あと、直営の館と指定管理になっている館がありますので、それぞれ対応の仕方があるかもしれませんが、そういう意識でやるということでございます。

- (佐々木委員) 今の館長さんに非常勤が多いのですけれども、それに何人かつけていただいて 指導、事務局をやるわけではないのでしょうけれども、いろんな役割をしていくというこ とでいいですね。
- (吉田参事兼市民協働推進課長) そこについては、27年度にモデル事業ということでやらせていただくということなので、その結果を見て、大丈夫、今までの職員でも十分やれるということではないかもしれませんし、やっぱりあったほうがいいとか、すごく件数が来て大変だというふうなことであれば人が必要だとか、そういうところをこれからモデル事業で検証していくということでございます。

(佐々木委員) はい、わかりました。

(村山副会長) ほかに何かございますか。

(なし の声)

(村山副会長) なければ、この案件について終わりにしてよろしいですか。

(はい の声)

(村山副会長) それでは、盛岡市町内会・自治会協働推進計画(案) について は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、報告第3号 玉山区における「雑がみ」の分別収集の実施について、説明を よろしくお願いします。

(**小原事務長**) それでは、報告第3号の玉山区における「雑がみ」の分別収集の実施について でございます。

玉山区の資源のリサイクル化の推進と可燃ごみの減量化を目的といたしまして、これまで可燃ごみとしておりましたカレンダー、ノートや紙箱類など、資料に示しておりますものを雑がみとして、旧市と同様に分別収集しようとするものでございます。今後につきましては、地区ごとの説明会を開催するなど周知を図った上で、4月1日からの実施を予定しているものでございます。

資料の詳細につきましては担当課のほうからご説明を申し上げます。

(村山参事兼税務住民課長) それでは、中身については私のほうからご説明申し上げます。

まず、雑がみ、その他の紙ということで、初めてお聞きになる名前かと思いますが、名称につきましては、いろんな団体でそれぞれ使っているようですが、雑がみとしている団体が多いようでしたので、私どももこの雑がみという名前にしたところでございます。

それで、1番の資源ごみの収集の現状でございますが、現在分別収集といたしまして燃えるごみ、燃えないごみ、危険ごみ、粗大ごみ、資源ごみの、5種類があるわけですが、その中で資源ごみがここに書いてありますとおり8種類ございます。瓶、缶、ペットボトル、新聞、雑誌、その他もろもろです。ここに雑がみというのを追加して、資源ごみとして分別収集をしたいということでございます。

3番の目的でございますが、先ほど事務長から話がありましたとおり資源リサイクル化の推進と可燃ごみの減量化ということでございます。盛岡全体では、盛岡地域と都南地域と玉山地域と、3地域それぞれ収集方法、焼却方法が異なってございます。そういうことで、盛岡地域ですが、直営のクリーンセンターを持って焼却していると、都南地域については盛岡・紫波地区環境施設組合が行っていると、そして玉山は岩手・玉山環境組合ということで、それぞれ分かれているわけですが、いずれ盛岡、都南それぞれ雑がみについては実施しているということで、玉山も足並みをそろえたいということでございます。

それで、市では平成28年までに18%ごみを削減する計画を立ててございます。ところが、 現在は横ばい状態で推移しているわけでございますが、玉山につきましては年々ふえてご ざいます。特に事業系がふえているわけでございますが、家庭ごみにつきましても横ばい 状態、あるいは少しずつふえているという現状がございますので、ぜひこれも含めまして、 ごみの減量化に努める一つの手段ということで、今回実施をしたいということでございま す。

収集方法ですが、現在の資源ごみの収集日にあわせて、ごみステーションに出してもらって収集するという形をとりたいということでございます。

それから、雑がみですが、そこに載せているものが主になるわけでございます。それで、 今作成中ですが、毎年こういうふうな、ごみの分け方、出し方というものを出しているわけですが、来年度分を今検討しているわけですが、この中に新たに古紙という種類、紙類に別に項目を設けて古紙を新設するということで、新聞、雑誌、段ボール、紙パックと、これらをまとめて古紙として、その中に雑がみを入れるという形で項目を設けてやりたいというふうに思っているところでございます。

次に、出し方ですが、書いてあるとおり透明、半透明のビニール袋または紙袋に入れて 出していただくということで、この出し方につきましても収集カレンダーのほうへ掲載を していきたいと思ってございます。

実施時期は、ことしの4月1日からということでございます。

今後の対応でございますが、玉山区内のきれいなまち推進員の方々と自治会長さんを対象に、今月28と29日に4会場で説明会を開催いたしまして、順次説明をして、それぞれの自治会の中で取り組みをしていただきたいということで進めさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

(村山副会長) 雑がみの分別収集について、皆さんから何かご質問、ご意見。

齋藤さん, どうぞ。

(齋藤委員) 私はきれいなまちづくり推進協議会の理事をやっているものですから、そういう 立場でお話しします。これはリサイクルですか、ごみ減量では非常にいいことだと思いますし、盛岡ではもう二、三年前からやっていることなのですね。

もう一点このほかにもっと大事なことはプラスチック容器包装,この分別も玉山でどこかモデル地区をやりたいということがたしかありましたよね。岩手町と調整はできないのかなと思っていますが、その辺どうなのでしょうか。わかっていれば教えていただきたいと思います。

(**櫻庭主幹兼税務住民課長補佐**) プラスチック包装容器の回収,分別収集について,27年度からモデル地区を設定して行いたいと思って進んではきたのですが,回収が都南の環境センターになるということで,予算がかなりかかるということもございまして,なかなか新たにモデル地区をやっていくことが難しい状況になっております。28年度にはスタートという考えではおりますけれども,モデル地区については今のところまだ検討している段階でございまして,恐らく27年度のモデル地区は後半になるか,ちょっと微妙なところなのですが,自前でやるという方法もあるかもしれませんけれども,検討しているところでございます。

(齋藤委員) はい、わかりました。

(村山副会長) ほかに何か。湊さん, どうぞ。

(湊委員) この雑がみなのですけれども、汚れたものはだめだとか、そういった規定があるのでしょうか。というのは、封筒なんか個人情報丸々なわけですので、今まではくるくると丸めて別な袋に入れて出したりしていたのですけれども、あとスタンプで真っ黒く塗り潰すようなものを買ってきて、それでやっているわけなのですが、封筒類とか、あとコピー用紙とか、個人が特定されるようなものを出す場合には、できれば燃えるごみに出したいと誰しもが思うのではないかと思うのですが、その辺、そのままきれいに出すとか、そこまでの規定はあるのでしょうか。

(**櫻庭主幹兼税務住民課長補佐**) 雑がみの種類の中に封筒を出させていただきました。実はこの中に封筒類ということで、はがきも対象にはなります。考え方としては、水につけておけば水に溶けるといったようなものが全て対象になります。おっしゃるとおり、封筒とかはがきにつきましても個人情報が入っておりますので、収集は可能ですけれども、なるべくならば焼却のほうに回していただくようには説明したいと考えております。コピー用紙についても同様です。個人情報が含まれているようなものにつきましては、燃えるごみのほうに、という説明をしてまいりたいと思っております。

汚れた封筒ということになりますけれども、のりづけされている程度をはがすものにつ

いては雑誌と変わりありませんので、のりづけされているものについては、一向に構わないです。封筒に泥がつくのかちょっとわからないのですけれども、本当に汚れているものについては燃えるごみに扱ってもらえればいいということになります。そういう説明をしてまいりたいと思っております。

(村山副会長) 駒井さん、どうぞ。

- (**駒井委員**) 今と関連して、個人情報の関係で、今一般家庭の方々も湊さんが言ったように個人情報を出すのが嫌で、シュレッダー処理する家庭が大分ふえてきているのです。そのシュレッダー処理した紙の回収はどうなのでしょうか。
- (**櫻庭主幹兼税務住民課長補佐**)シュレッダーも対象にはなるようです。専門に集めているところでは対象になるようですけれども、現在こちらで回収しているものについては、シュレッダーについては繊維が細かくなり過ぎて復元できないということですので、そういう専門的な機械があるところでは大丈夫なようなのですけれども、玉山区ではシュレッダーについては回収できないということにしたいと思っております。

(村山副会長) ほかに何かございますか。

- (竹田かづ子委員) このほかには、何か紙でできた肥料袋とか、お米を入れたりする袋なんかあるのですけれども、そういうのも大丈夫ですかね。紙でできた肥料袋とかありますよね、大きな袋。 そういう類はここについていないから、あれ捨てるのに困って燃やしているけれどもね、今は。
- (**櫻庭主幹兼税務住民課長補佐**) 米袋についてはちょっと……防水加工になっているものは基本的にはできませんので、米袋は水に溶けるか、溶けないか……ちょっと勉強不足で申しわけございません。説明会までにはちゃんと把握しておきますので。
- (村山副会長) 今のは、説明会までに対応していただけるということのようですので、よろしくお願いしたいと思います ほかに何かございませんか。

(なし の声)

(村山副会長) なければ、この案件について報告事項、玉山区における雑がみの分別収集の実施については終わってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(村山副会長) ありがとうございました。

済みません、次に入る前にちょっと次第の差しかえのほうをよろしくお願いいたしたい と思います。

(2) 審議

(村山副会長) それでは、(2) の審議に入りたいと思います。

アの諮問事項について今回はございません。

それで、イの自主的審議事項、審議第1号 玉山地域まちづくり提言書について、1時から検討会のほうで検討していただきました提言書について、この場でもう一度皆さんにそれでよいかどうか確認の上、市長さんに提案したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議第1号 玉山地域まちづくり提言書、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(村山副会長) ありがとうございました。

それでは、これは可決されたということで、会長さんから市長さんに提言書の提出をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

6 その他

(村山副会長) それでは、その他に入ります。事務局のほうから。

(佐々木主幹兼総務課長補佐) ご苦労さまでございました。それでは、事務局から事務連絡といいますか、報告が2件ほどございます。

まず、1件目は2月2日に開催されます玉山区地域づくり大会でございます。これにつきましては、盛岡市、当玉山区地域協議会、そして玉山区自治会連絡協議会、この三者の共催で開催をするということで例年行っているものでございます。本来であれば、三者の共催ということで案をお示しして、皆様方にご協議をして進めていくべきところではございますけれども、これにつきましては例年慣例によりまして、市のほうで案を持って、その案をそれぞれの会長さんにお示しをして、ご了解をいただいて進めているということでございまして、今回もいとまがなくてそういう形をとらせていただきましたので、事後承諾というような形になりますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

今回皆さんにチラシを配付させていただいておりますけれども、人口減少社会におけるこれからのまちづくりということで、元岩手県知事の増田先生をお迎えすることになりました。非常にお忙しい中、ちょうど日程がこの日であればあいているということで実現したものでございますので、皆様方、どうぞお誘い合わせの上、ご参加のほどよろしくお願いしたいと思います。1点目は以上でございます。

2点目でございますけれども、次回の地域協議会でございますけれども、3月26日の午

後1時半からということで、本日欠席ではございますけれども、竹田会長と調整をしておりますので、この日程で進めてまいりたいと思っておりますので、あらかじめ皆様方、ご予定にお入れいただきたいと思います。3月26日の午後1時半からということでございます。

以上、事務局からは2点でございます。よろしくお願いいたします。

- (村山副会長) それでは、皆さんから何かその他ございませんでしょうか。 佐々木委員さん。
- (佐々木委員) 我々の玉山区にある姫神ホールと渋民公民館が20周年なのですね,27年。20年の記念行事等を市営でございますから考えていると思いますが,その辺ちょっとお聞きしたいということと,もし考えていないとすれば利用団体等がそれぞれ考えろというのか,我々とすれば非常に今迷っているわけです。ただ,都南の公民館,それからキャラホールは20周年の予算がつかなかったそうでありまして,玉山区も同じように地域の皆さんが工夫してお祭りをやってくださいということなのか,ちょっとそこを事務長さんでも区長さんでも結構ですからお聞きしたいと思います。
- (佐々木主幹兼総務課長補佐) 今の佐々木委員さんのご質問でございますけれども、これにつきましては、現在、文化振興事業団の指定管理になっているわけでございますけれども、そこの館長さんからもご相談がございました。20周年ということで何か記念になるものを行いたいと。あわせて、玉山区の芸術文化団体連絡会でしたでしょうか、その50周年にも当たるということから、何か区民劇場のようなものを企画したいということでご相談がございましたが、なかなか玉山総合事務所の独自予算というものがなくて、機会あるごとに区長さん及び事務長から本庁のほうに、そういった催し物を考えているということで、予算的な配慮を何とか実現できるようなお口添えをしてほしいという要請がございまして、機会あるごとに伝えていくということでご回答を申し上げております。

あと、人的な支援等については、玉山総合事務所の職員がいるわけでございますので、事業が具体化してきた中で内容を確認しながら連携できるものはしていきたいなというふうに思っておりますし、合併10周年を27年度に迎えますことから、そういった冠をつけながら共催することも、これもまたいいのではないかなというお話も申し上げております。予算関係ではここで明言はできないのですけれども、そういった連携ができるところについては連携していきましょうということで、今後具体の事業案が出た際にはこちらからも協力を惜しまないということで区長のほうからもお話を申し上げているところでございます。

以上でございます。

(佐々木委員) ありがとうございました。ぜひ合併10周年でもありますし、今予算化はなかな か厳しいでしょうけれども、各部からの寄せ集めでも結構でしょうし、区長、市長のポケ ットマネーでも結構でございますので、特段のご支援と、アイデア、人的なご協力につい て、ひとつ玉山総合事務所のことしの大きな仕事として取り組んでいただきたいと。要望 でございます。よろしくお願いします。

(村山副会長) ほかにございませんか。

(なし の声)

(村山副会長) なければ、協議のほうは終わりにしたいのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(村山副会長) それでは、以上で終わります。

7 閉 会

(小原事務長) 1 時からの検討会から長時間にわたりまして、大変ご苦労さまでございました。 以上をもちまして第57回盛岡市玉山区地域協議会を終了させていただきます。 どうもご 苦労さまでございました。

(15時22分)

会議録作成者

盛岡市役所玉山総合事務所 総務課 地域政策グループ 担当者 加藤 TEL683-2116 (内線 218)

FAX683-1130

E-mail tm.soumu@city.morioka.iwate.jp